

令和3年第1回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和3年1月7日 午後2時55分
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和3年1月7日 午後2時55分
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和3年1月7日 午後3時52分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、櫛木勇、
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、高田長次、
佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

松原剛

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第 1号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第 2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第 1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 2号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第 3号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第 1号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会について

議案第 2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第 3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

○議長：それでは皆さん、どうもこんにちは。改めまして、明けましておめでとうございます。昨年は、コロナで大変だったと思います。会議も、途中、推進委員さんに一部外れていただくようなことまでさせていただいて、本当に申し訳ありませんでした。仕事をちゃんとしていただきまして、おかげで1年間終わったような形にはなっております。今年もいろいろと迷惑をかけるかと思いますが、ひとつ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名をいたします。署名委員には、5番委員の八尋委員さん、10番委員の萩尾委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従い、審議をお願いいたします。お手元に配付しております資料に従ってやりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第1号、議案書のとおり農地の権利移動届出が2件あります。事務局により説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外5筆。地積、田1,236平米、畑1,643平米、合計2,879平米。届出の事由は相続です。あっせんの希望はありません。

番号2番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外7筆。地積は、田4,481平米、合計4,481平米。届出の事由は相続です。あっせんの希望はありません。申請代理人は□□。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第2号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。事務局により説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、譲受人、筑紫野市□□、社会福祉法人□□理事長、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は、畑394平米、合計394平米。届出内容、転用目的は敷地拡張。契約内容、売買。構造規模は、盛土・整地。工事期間は、令和2年12月1日から令和3年1月30日ま

で。開発許可の要否は、県開発許可の該当になります。受付月日、令和2年11月27日。

番号2番、譲受人、筑紫野市□□、□□、外2名。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は、田107平米、合計107平米。届出内容、転用目的は駐車場。契約内容、売買。構造規模は、盛土・整地。工事期間は、施工済みです。開発許可の要否は不要となっております。受付月日、令和2年11月27日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

議案第1号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願ひいたします。

○委員：1番、筑紫野市□□、□□。本人、6,505平米の農地を所有されています。譲渡人が、筑紫野市□□、□□。この方も農地を持たれています。申請地の表示、□□。田で1,500平米、合計1,500平米。異動の内容は、相手方要望ということで売買であります。

□□さんも□□さんも同じ□□で、私も知っていますが、物件は□□号線、県道沿いの□□寺というお寺の前、あそこの田んぼです。そこを、□□の東になりますから、□□の□□家具があったところの近くの□□さんに譲り渡すということで、地元の方同士の売買になります。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から御説明いただいたとおりです。

位置図については4ページにつけておりますが、図面中央の網かけしている部分が今回の申請地になります。

農地法3条の要件でございますが、先ほど説明があったとおり、現在、6,505平米耕作されております。主に水稻を作付されておまして、現在、耕作されている全ての農地の利用状況は良好、取得後におきましても効率的に耕作されると思われまます。

また、営農状況ですが、世帯員3名で従事されており、従事日数も150日以上、今後も常時従事されるというふうに思われまます。

地域との調和についてですが、申請地についてはこれまで同様、水稻ということで利用されますので、周囲への支障はないというふうに思われまます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成とみなし、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、2番に移ります。2番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくをお願いいたします。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、□□。1万3,519平米を作っていると。譲渡人、筑紫野□□、□□。申請地の表示ですけれども、□□。地積として、畑812平米です。申請理由は売買ということであります。

6ページの地図を見てもらうと分かりますけれども、□□の、JRの□□線を挟んだ反対側になります。

その次のページを見てみますと、こういうふうな地形になっております。

譲受人ですけれども、現在は水稻とイチゴ、それから栗をつくっておられます。トラクター等の農機具は確保されております。この□□番地では、現在、譲渡人は栗をつくってございまして、譲受人の□□さんもこれからそのまま栗をつくるということとあります。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、3番に移ります。□□番委員であります、□□委員さん、御説明をお願いいたします。

○委員：番号3番、譲受人、太宰府市□□、□□。8,950平米。譲渡人、筑紫野市□□、□□、外1名。1名の方は奥さんになっております。申請地の表示、□□。田、198平米となっております。

ます。異動の内容は相手方要望で、売買となっております。

□□さんは、造園業を営んでいらっしゃるって、会社員として会社役員を9年されております。とても活発な女性でした。農作業は8,150平米、米と野菜をつくっておるということです。農機具としては、トラクター23馬力と田植機、それにコンバインを各1台所有されております。

作業従事者として農業歴は8年になるそうです。150日程度農業をしていますということです。総合面積として、9,148平米になります。田は今までどおりにつくるそうです。この土地を買われたのは、いところ同士、親戚同士で買いましたということです。

場所的には、9ページを御覧ください。□□小学校から行って、□□橋——□□川に架かっている□□の橋がございます。そのところに□□という、田ですけれども、今は畑状になっております。家庭菜園をされて、草が生えないように、また近くの方に迷惑がかからないようにということで黒マルチを張られて、すごく気を遣って管理してありました。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局のほうから追加説明がありましたらお願いします。

○事務局：内容は□□委員から説明をいただいたとおりで、特に追加、補足はないんですが、訂正だけ、すみません。譲受人は□□さんということになっておりますので。

○委員：□□さん。あ、そうですか。□□さんと私は聞いています。

○事務局：同じ関連の、関係してはいらっしゃるんですけど、今、申請上では、□□様のほうで受けさせていただいておりますので、訂正だけお願いいたします。

○委員：すみません。失礼しました。

○事務局：以上です。すみません。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することにいたします。

それでは、10ページをお開けください。

議案第2号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願ひし

ます。

○委員：1番、筑紫野市□□、□□。申請地表示、□□外4筆。地積、田3,581、合計3,581。転用目的、植林。構造としては現況のまま使用と。農地の区分は二種。資金については自己資金。開発不要。排水処理については承諾書添付。調整区域外です。

この分につきましては図面が後ろについてますけど、12ページを見ていただいたほうがいいかと思います。12ページの黒塗りのところが今度の分ですね。そして、その周りの□□ですか、この辺も、本人さん、山の持ち主でですね。この分の農地は、今までは何年も草だけを切っていたけど、今後、もう自分も年を取ってきているから、このまま植林して、クヌギの木を植えるというお話です。ほったらかすわけにはいかないから手入れはしますけど、クヌギの木を植えさせてもらおうという考え方で、今度の申請はなされております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。では、事務局のほうから補足説明がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から説明をいただいたとおりでございます。

事業計画といたしましては、全体でクヌギを500本、10アール当たり約140本植林するという計画になっております。水利承諾のほうは条件は付されておられません。ただ、今回の案件でございますが、3,000平米以上の案件ということで、農地法の規定に基づきまして、県の常設委員会に審議をいただくことになっております。本日御審議いただいた後に、改めて常設委員会の意見を聞きまして、今回会議で伺った内容と併せて県へ申請書を提出する予定になっております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○委員：地籍的には、山林に戻すといったことはあるんですか。それとも、このままでも構わないんですか。

○事務局：地目ですかね。

○委員：はいはい。

○議長：どうぞ。

○事務局：最終的には、植林が終わった後に山林という地目になろうかと思うんですが、植林後3年はそのまま田としてなるとお思います。それ以降に、恐らく山林という地目が変わってくると思われま。

○委員：通常ですね。分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、これより採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することにいたします。

では、2番に移ります。地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくをお願いいたします。

○委員：それでは2番、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、外1筆となっております。地積が395平米。転用目的、資材置場。構造規模、盛土・整地ということです。工事期間が、令和3年2月1日から4月30日まで。農地の区分が第二種。資金の内容は自己資金ですね。開発許可、不要ということになっております。

これはちょうど、14ページを見ていただくと、□□が瓦などの資材屋さんなんですよ。御本人が年を取って、前はマルチなどをかけていらっしゃったのですが、いよいよ管理できないから、この資材置場をお願いして管理してもらおうということで申請に見えました。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局の補足説明がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から御説明いただいたとおりです。申請理由につきましても、譲渡人の方が高齢であるということ、それから申請地に隣接する事業者さんが資材置場として有効であるというところからの今回の申請になります。申請地の事業計画のほうで言いますと、申請地内の雨水につきましては、自然流下で隣接する水路のほうに放流するという計画でございます。また、計画上、造成等も、計画内容からしますと周囲への影響はないというふうに思われます。最後に、水利承諾につきましては条件は付されておられません。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんので、採決に移ります。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

15ページをお開けください。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、御説明方お願いします。

○委員：3号の1、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示は、□□。地積が、712平米。転用目的、養魚場。契約は、賃貸借。構造規模、ビニールハウス。工事期間が、令和3年2月15日から令和3年4月15日ということになっています。審議内容が、第三種で、資金の内訳は自己資金。開発の許可等は不要となっております。用排水処理は条件付。都市計画区域で、市街化調整区域となっております。

ここは以前もちょっと出ておりましたが、一遍、上隣が空き地で申請しておりましたが、これも申請していただきました。その横が残っていたんですが、□□さんが□□さんに賃貸借することによって、養魚場をするということです。魚の種類については聞いておりませんが。

以上です。

○議長：事務局より補足説明がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては、□□委員から御説明いただいたとおりです。申請の位置につきましては、次の16ページにありますとおり、図面右のほうに網かけをしている場所が申請地になります。下のほうに□□保育所がございますが、そういった位置関係となっております。今回の申請理由ですが、譲受人であります□□さんのほうが現在自宅でメダカの養殖をされておまして、近くの店舗等に直売ということで販売されております。これから規模拡大ということで自宅では手狭になったということから、今回申請地のほうにビニールハウスを建てまして、メダカの養殖所として使用するために、今回、転用申請があったものです。

事業計画のほうでは、ビニールハウスを2棟設置するという計画になっております。周囲には既存でブロック塀がございますが、また、造成もございません。そういったことから周囲への影響はないというふうに思われます。

最後に、水利承諾でございますが、事業用排水を確実にするという条件が付されておまして、事業計画の内容ではこの条件を反映した計画になっているということでございます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方、お願いいたします。

どうぞ。

○委員：内水面の漁場ということで、県の許可というのは要らないんですかね。農地を養殖場に

切り替えるということ。

○事務局：転用に関しては県の許可が要るところですが、許可にあたって養殖場に切り替えるための許可が必要という県からの指摘はございません。本当にほかの許可が要るかどうかまでは確認しておりません。申し訳ございません。

○委員：はいはい。

○議長：プランターとか、ああいう形で養殖されるんじゃないかと思います。上に置いた形で。質疑・意見はございませんか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、その次のページをお開けください。

農政議案に移ります。

農政議案第1号、農業振興地域整備計画の変更に関する件を議題といたします。計画の変更内容について、農政課に御説明をお願いいたします。

○農政担当：本件に関しましては、大字□□の農業振興地域農用地を除外し、これを農地以外のものにするというものでございます。

議案の表題にもございますが、農業振興地域整備計画とは何ぞやというところですが、農業振興地域の整備に関する法律というものがございまして、これに基づいて市町村が策定するものでございます。この法律は、通称農振法と言ったりしますが、この農振法は、農業生産の基礎となる優良農地を明確に区分し、確保・保全するための総合的な農業振興の計画になります。当該地につきましては守るべき農地という指定がされておりましたが、それを農地以外のものにするということでございます。

この農振法におきましては、除外を行う場合は農業委員会に意見照会の上、本計画を変更するものと規定されていることから、今回お諮りさせていただくものでございます。

繰り返しになりますが、こちらの農業振興地域内農用地は、農業的な価値が高い、農業用地として利用すべき土地と農振法で規定されているので、原則として農地転用ができないこととなっているところでございます。転用を行う場合におきましては、先立って農用地区域の除外手続が必要となっております。この除外の手続を行うには、一定の要件を満たす場合について認められ

ることになっております。

この要件について説明させていただきますので、今日別紙でお配りさせていただいた一枚物、A4縦で左上に「別紙」、真ん中のほうに「農用区域からの除外の基準」というものをお配りさせていただいています。これを見ながら御説明させていただければと思います。

通称5要件と言ったりするんですが、5要件を読み上げます。①農用地以外に供することが適当であって、農用区域外に代替すべき土地がないこと。②農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。④土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。⑤農業生産基盤整備事業完了後、8年を経過しているものであること。行政用語で分かりづらいので、かみ砕いて言い換えますと、除外する土地のほかに代替地がないかとか、周辺の農業者や営農者に影響がないかとか、除外後の農業用施設の水路とかの利用に影響がないか、圃場整備から一定の期間を経過したものであるかといった基準に全て適合した場合について、農用地からの除外ができるものとなっているところでございます。今から御審議いただくのは、こういったところを基に御意見をいただいて、福岡県知事と協議を行って、福岡県知事同意の下、計画変更を行う予定となっているところでございます。

それでは、事案のほうを見ていきたいと思っておりますので、議案書の一番最初のところを御覧ください。

除外というところで、2ポツのところからですね。除外する土地の所在等についてです。

まず、初めに訂正がございます。この2ポツの表の中で、一番下の行の一番右の列に「田2筆71.43平米」とあるんですけども、これは「畑71.43平米」の誤りでございます。すいません、御修正のほどお願いします。

読み上げながら説明をさせていただければと思います。

整理番号1、土地の所在、□□、□□。台帳地目は畑。面積は畑71.43平米、合計畑71.43平米でございます。

続いて、3ポツの除外する土地の転用等の内容についてです。

転用事業者、住所、筑紫野市□□、□□、外1名。除外の目的は、倉庫及び住宅敷地の拡張となっております。外1名の□□さんは、□□さんの弟に当たる方になります。除外に関しては、それぞれ農地法第4条、第5条の申請が必要な内容となっております。

同じページの右側を御覧ください。

今回除外する理由についてでございます。要約して申し上げますと、当該地は土地改良事業の際に道路建設を行い、住宅と農地と宅地とが同じ高さで盛土されています。□□さん兄弟が共同利用することとして、農振法であるとか農地法の手続を行わずに、植栽やカーポート、農業倉庫

といった土地利用が現在なされていて、農地ではなくなっているというような状況です。関係法令ですが、都市計画法の開発許可は不要。農地法についても、農振法の除外がなされれば追認の見込みがあるという旨、県から回答を受けているところでございます。

次のページを御覧ください。

航空写真を添付しています。図面の北が上となっております。図面の上部から左下のほうに向かって南北に流れる川がございますが、これが□□川です。図面の中央からやや左下のところに交差点があると思いますが、これが□□公民館前交差点で、東西に走るのが県道の□□線、南北に走るのが□□線でございます。当該地は丸でお示ししていますが、この交差点から北東部に位置しています。□□川の左側の農用地区域の一団のうちの端っこに位置しており、集落のそばにある土地でございます。

続いて、次のページを御覧ください。

ここの当該地を拡大した図面になります。濃い色で網かけして図示されている三角形のような形をした土地が、今回の除外対象の農地でございます。当該農地は集落に隣接した立地状況になっているところでございます。

続いて、次のページを御覧ください。

向きが変わっておりますので御注意ください。北が右上のほうになっております。現況について平面図でお示した図面でございます。

□□というのがあると思いますが、これがお兄さんの□□さんの農業倉庫が立地しているところです。□□というのが右側にあると思うんですが、それが点線で図示されていて、ちょっと区域が分かりづらいですが、カーポートなど□□さんの居宅の一部となっているような状況でございます。農振除外がされた後は、□□につきましては□□さんが自己転用を行うものとして農地法4条の、□□については□□さんから□□さんに権利を移転するものとして農地法5条の手続をそれぞれ行いたいという申出があっているところです。

続いて、要件について確認させていただきたいと思っておりますので、先ほどお配りした別紙も見ながら聞いていただければと思います。

まず、①についてでございます。代替性についてですが、土地所有者は当該農地のみ2筆を所有しています。全てが農用地区域内の農地になります。よって、代替農地はございません。

②と③についてですが、一団の農用地区域の周辺部、端っこに位置すると考えられていて、現況も宅地化していること、また、その土地も狭小で不整形であること、以上のことから②、③の要件は満たしているものと判断しています。

④についてですが、地元の水利承諾書が添付されております。

⑤についてですが、□□地区につきましては、県営圃場整備事業が昭和52年から昭和63年に行

われておりますが、事業完了後8年以上経過しているため、要件を満たしております。

このことから、除外に係る5要件は全て満たしているものと考えているところでございます。

すいません、駆け足ではございましたが、説明、整理番号1の事案につきましては以上になります。

御審議よろしくお願いたします。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、採決を行います。

農業振興地域整備計画の変更内容について、御異議のない方は挙手をお願いたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することといたします。

それでは、その次をお開けください。

同じく農政議案です。農政議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をよろしくお願いたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号03-01-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人指名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、1,967平米。利用権の種類は賃貸借。利用権の内容は水田。期間につきましては、令和3年1月11日から令和5年11月10日までの約3年間となっております。

以降につきましては、お読み取りいただければと思います。

総計につきましては、件数が計3件、新規が3件でございます。筆数が7筆の、1万68平米の利用権設定に関する件でございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑・意見のある方はよろしくお願いたします。

(なし)

○議長：それでは、本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

最後のページをお開けください。

同じく農政議案です。

農政議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をよろしく申し上げます。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号1、所有権移転を受ける者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、渡邊大起。住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。所有権移転をする者、□□。住所、筑紫野市□□。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、1,296平米。農振区分は農用地。法律関係は売買。利用目的は水田。所有権移転の時期、対価の支払い時期、引落しの時期はいずれも令和3年1月25日となっております。

以降につきましては、お読み取りいただければと思います。

合計で2件の、筆数5筆、面積は1万1,192平米の所有権移転に関する件でございます。

御審議よろしく申し上げます。

○議長：それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件につきましては、原案のとおり決定することといたします。

ただいま、定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和3年第1回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございます。